

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【公開番号】特開2019-51245(P2019-51245A)  
 【公開日】平成31年4月4日(2019.4.4)  
 【年通号数】公開・登録公報2019-013  
 【出願番号】特願2017-179218(P2017-179218)  
 【国際特許分類】

A 6 1 F 13/493 (2006.01)  
 A 6 1 F 13/56 (2006.01)  
 A 6 1 F 13/49 (2006.01)  
 A 6 1 F 13/494 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/493  
 A 6 1 F 13/56 2 1 0  
 A 6 1 F 13/49 3 1 1 A  
 A 6 1 F 13/49 3 1 1 Z  
 A 6 1 F 13/494 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月28日(2020.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0083】

< 明細書中の用語の説明 >

明細書中の以下の用語は、明細書中に特に記載がない限り、以下の意味を有するものである。

・「前後方向LD(縦方向)」とは腹側(前側)と背側(後側)を結ぶ方向を意味し、「幅方向WD」とは前後方向と直交する方向(左右方向)を意味し、「厚み方向TD」とは表面及び裏面と直交する方向を意味する。

・「表側」とは装着時に肌に近い方を意味し、「裏側」とは装着時に肌から遠い方を意味する。

・「展開状態」とは自然長の状態から、収縮や弛みなく完全に完全に平坦に伸ばし広げた状態を意味する。

・「伸長率」は、自然長を100%としたときの値を意味する。

・「ゲル強度」は次のようにして測定されるものである。人工尿49.0gに、高吸収性ポリマーを1.0g加え、スターラーで攪拌させる。生成したゲルを40×60%RHの恒温恒湿槽内に3時間放置した後常温にもどし、カードメーター(I.techno Engineering社製:Curd meter-MAX ME-500)でゲル強度を測定する。

・「人工尿」は、尿素:2wt%、塩化ナトリウム:0.8wt%、塩化カルシウム二水和物:0.03wt%、硫酸マグネシウム七水和物:0.08wt%、及びイオン交換水:97.09wt%を混合したものであり、特に記載のない限り、温度37度で使用される。

・「目付け」は次のようにして測定されるものである。試料又は試験片を予備乾燥した後、標準状態(試験場所は、温度23±1、相対湿度50±2%)の試験室又は装置内

に放置し、恒量になった状態にする。予備乾燥は、試料又は試験片を温度 100 の環境で恒量にすることをいう。なお、公定水分率が 0.0% の繊維については、予備乾燥を行わなくてもよい。恒量になった状態の試験片から、試料採取用の型板(100 mm × 100 mm)を使用し、100 mm × 100 mm の寸法の試料を切り取る。試料の重量を測定し、100 倍して 1 平米あたりの重さを算出し、目付けとする。

・「吸水量」は、JIS K 7223 - 1996 「高吸水性樹脂の吸水量試験方法」によって測定する。

・「吸水速度」は、2 g の高吸収性ポリマー及び 50 g の生理食塩水を使用して、JIS K 7224 1996 「高吸水性樹脂の吸水速度試験法」を行ったときの「終点までの時間」とする。

・試験や測定における環境条件についての記載がない場合、その試験や測定は、標準状態(試験場所は、温度  $23 \pm 1$  、相対湿度  $50 \pm 2\%$ ) の試験室又は装置内で行うものとする。

・各部の寸法は、特に記載がない限り、自然長状態ではなく展開状態における寸法を意味する。